幼児を対象とした多様な集団活動を 利用された保護者さま

利用料を

ひと月最大

20,000円 給付します



施設等利用給付(無償化給付)を受けている または受ける予定のある方は本事業の対象外となります

給付を 受けるために 必要なことは?

対象施設等を利用した(※)



保護者が

横浜市に申請する

※ 1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、月の初日から在籍していること。

詳細はこちら(制度/対象施設等一覧/書類の書き方)

【横浜市 ウェブサイト】

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業(保護者向け)

横浜市 多様な Q 検索



発行:横浜市こども青少年局保育・教育給付課(令和3年8月)